

## PRU 海外債券マーケット・パフォーマンス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1. 投資方針

主として、「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、シティグループ世界国債インデックス(除く日本)の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## 2. 主要投資対象

「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

## 3. 主な投資制限

・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 4. ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークはありません。なお、PRU海外債券マザーファンドのベンチマークは「シティグループ世界国債インデックス(除く日本)」です。

## 5. 信託設定日

2001年3月8日

## 6. 信託期間

無期限

## 7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8. 決算日

12月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日となります。)

## 9. 手数料等について

(手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。)

【お客様には以下の手数料等をご負担いただきます。】

お申し込み時に直接ご負担いただく費用

お申込手数料: ありません。

ご換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額: ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額。

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬: 純資産総額に対して年率 0.6825%(税抜 0.65%)の率を乗じて得た額。

## 信託報酬の配分

委託会社	販売会社	受託銀行
年 0.3360% (税抜 0.32%)	年 0.2730% (税抜 0.26%)	年 0.0735% (税抜 0.07%)

監査費用: 純資産総額に対して年率 0.00525%(税抜 0.005%)の率を乗じて得た額を上限に、かつ、当該費用の実費の額以内の額。

その他の費用: この他に信託事務の処理に要する諸費用が、投資信託財産から差引かれます。

(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

課税関係

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

## 10. お申込単位

1円以上1円単位とします。

## 11. ご解約単位

1口以上1口単位とします。

## 12. お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

## 13. ご解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

## 14. 収益分配

年1回の決算時(原則として12月10日)に収益分配方針に基づき分配を行います。なお、分配金は自動的に再投資されます。

## 15. お申込不可日等

ニューヨークまたはロンドンのいずれかの銀行が休業日の場合には、取得および解約のお申込みの受け付けはいたしません。なお、確定拠出年金制度上お取扱いできない場合があります。

## 16. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護対象にはなっていません。

## 17. 持分の計算方法

解約価額 (= 基準価額 - 信託財産留保額) × 保有口数

基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

## 18. 投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## PRU 海外債券マーケット・パフォーマンス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

## 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

当ファンドの投資成果は、必ずしもシティグループ世界国債インデックス(除く日本)の動きに追随するとは限りません。その主な要因としては、次のものが考えられます。

- a. 当ファンドが信託報酬等を負担することによる影響
- b. 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資成果が、次の要因などによりシティグループ世界国債インデックス(除く日本)の動きに連動しない場合があること
  - (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
  - (b) 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差による影響
  - (c) 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなどによる影響
  - (d) 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
  - (e) 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流出入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## 19. 委託会社

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

(投資信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第392号

加入協会: 社団法人投資信託協会

社団法人日本証券投資顧問業協会

## 20. 受託会社

株式会社りそな銀行

(委託会社との投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管業務等を行います。)

再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

\*「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。 Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.